

じめて書にみえしは、孝昭天皇元年七月遷都於掖上と日本書紀に五月蠅サガ上トといふ事みえたるも、いまよりはるかに上つよに、ふづきの名ありし事明なり、神代に五月蠅サガ上トといふ事みえたるも、いまいふ五月の事にて、神武天皇紀にむ月よりしはすまでの、和名みえたりしかど、ふづきのみしるされず、されど月々の名、此御時にみえたれば、孝昭天皇の御代より、はるかに上つ代の和名なる事著るし、萬葉集には、秋雜歌に、七月七日之夕者、吾毛悲鳥などみえたり、既にこの集に、ふみ月とふづきを讀りしより、古今集後撰集の時代には、七月を文月などいふ文字に書ししたれば、ふみづきとよめる事とはなれり、扱七月織女にかすとて、書どもをひらく故に、文月といふを誤れりと奥抄といへるは、其時代よりふるくいひ傳たる所なるべし、されどこの説にては、文月はふみひらく月と云義にとりしも、西土にて七月七日、曝書する事あるによりて、ふみひらく月といふ義に、とりなせしならんとおもはる、曝書の事は、早くは四民月令に、七月七日曝經書及衣裳不蠹とみえたり、崔國輔が詩、韓諤が歲華記麗等にもいでたり、さて八雲御抄には、ふづき、本はふむ月なりとするさせ給ひ、藏玉集などにも、ふみひろげ月とするせる曝書の意と、おなじくおもはるれど、下學集、瑤囊鈔などにするせるは、七月七日二星に、文書を手向祭る義にいへり、藻鹽草もこれにしたがひ、日本歳時記、歳時語苑、毫品通考等も、みな七月七日二星に、文書を備へてまつるよしみえて、此月を文月といふ、七日たなばたにかすとて、ふみどもをひらく故に、ふみづきといふを略せりと日本歳時記いへり、これらの説どもは、皆曝書よりこと起りて、後世終に二星に、文書衣裳其外種々の物共を備へて、二星を祭る事とはなれり、さてふみづきの名は、ふくみ月の義にとるかたしかるべし、此月稻穂を含めり、八月穂を張、九月かりとるなり、類聚名物考にも、此時に稻の穂の出んとして、妊む時なればいふか、加茂真淵もしかいへり、跡部光海翁は、穂見月なりといひ、谷川士清もしかいへり、此等の説えたりといふべし、扱また奥義抄の説は、文月といふかたにつ